

平成二十四年十月二十四日

青森県教育委員会第二百九十一回臨時会

期日 平成二十四年十月二十四日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号	平成二十五年青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員 人事異動方針案	1
議案第二号	平成二十五年県費負担教職員人事異動方針案	3
議案第三号	平成二十五年県立学校職員人事異動方針案	5
議案第四号	平成二十五年青森県立高等学校(全日制の課程)入学者募集人員について	7
議案第五号	平成二十五年青森県立高等学校(定時制の課程)入学者募集人員について	16
議案第六号	平成二十五年青森県立高等学校(通信制の課程)入学者募集人員について	18
議案第七号	平成二十五年青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について	19
議案第八号	平成二十五年青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について	20
議案第九号	平成二十五年青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について	23
議案第十号	平成二十五年青森県立中学校入学者募集人員について	24

三 その他

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について	別冊
---------------------------	----

四 閉会

議案第一号

平成二十五年青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案

平成二十五年青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十五年青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針

青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。以下同じ。）の職員的人事異動については、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気の高揚を図るとともに、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう次の方針により行うものとする。

一 基本方針

- (一) 特性、能力等を十分考慮して、職員の適正配置を図る。
- (二) 本庁と出先機関及び教育機関の職員の交流を積極的に行う。
- (三) 学校及び知事部局等其他の執行機関の職員との交流について配慮する。
- (四) 能力、成果重視の昇任を行う。

二 実施方針

- (一) 次に掲げる基準に該当する職員については、専門職種に従事している職員等真にやむを得ない者を除き、努めて転任させるものとする。

ア 役付職員（総括主幹級以上の職員、サブマネージャである主幹級の職員並びに出先機関及び教育機関の副課長以上の主幹級の職員をいう。以下同じ。）にあつては、同一の職に三年以上在職している者及び同一の所属所に役付職員として五年以上勤務している者並びに役付職員の期間と役付職員以外の職員の期間を合わせて同一の所属所に七年以上勤務している者

イ 役付職員以外の職員（技能労務職員を除く。）にあつては、同一の所属所に五年以上勤務している者

ウ 技能労務職員にあつては、同一の所属所に長期間（おおむね十年）勤務している者

エ 指導主事及び社会教育主事にあつては、同一の所属所に五年以上勤務している者

(二) 職員配置に当たっては、ジョブローテーションにより、計画的に多分野の業務を経験させ能力の育成、開発を図る。

(三) 女性職員の多様な分野での登用に配慮する。

(四) 近親者（四親等以内）の同一所属所への配置は行わないものとする。

(五) 職員の昇任については、能力・実績主義を第一義とし、日頃の業務の成果を重視しながら、適任者を昇任させるものとする。

議案第二号

平成二十五年県費負担教職員人事異動方針案

平成二十五年県費負担教職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十五年県費負担教職員人事異動方針

全県的な視野に立つて、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。

一 基本方針

- (一) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (二) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (三) へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
- (四) 特別支援教育に当たる教員の適正配置に努める。
- (五) 勤務地の固定化の解消に努める。
- (六) 広域にわたる人事の交流を推進する。

二 実施方針

- (一) 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科（又は得意教科）を十分考慮する。
- (二) 同一校勤務三年未満の者は、原則として転任させない。

- (三) 同一校勤務十年以上の者は、努めて転任させる。
- (四) 同一町村に引き続き十年以上勤務した者及び同一市に引き続き十五年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
- (五) 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
- (六) 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
- (七) 新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。
- (八) 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として三年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
- (九) へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
- (十) 特別支援学級担当者については特に意を用い、有能かつ適格な者を適正に配置するように努める。
- (十一) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

議案第三号

平成二十五年県立学校職員人事異動方針案

平成二十五年度県立学校職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十五年度県立学校職員人事異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

一 基本方針

- (一) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (二) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (三) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校並びに高等学校の各課程間、本校と分校（校舎を含む。以下同じ。）との相互の交流を図る。
- (四) 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
- (五) 勤務校の固定化の解消に努める。
- (六) 広域にわたる人事の交流を推進する。

二 実施方針

- (一) 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
- (二) 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。

- (三) 同一校（全日制・定時制・通信制の各課程及び分校はそれぞれ一校と見なす。以下同じ。）勤務三年未滿の者は、原則として転任させない。
- (四) 同一校勤務十年以上の者は、原則として転任させる。
- (五) 分校、定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
- (六) 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
- (七) 新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。
- (八) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
- (九) 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

議案第四号

平成二十五年青森県立高等学校（全日制的課程）入学者募集人員について

平成二十五年青森県立高等学校（全日制的課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十五年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員

学 校 名	学 科	募 集 人 員
青森県立青森高等学校	普通科	二八〇
青森県立青森西高等学校	普通科	二四〇
青森県立青森東高等学校	普通科	二八〇
平内校舎	普通科	四〇
青森県立青森北高等学校	スポーツ科学科	二〇〇
	普通科	四〇
今別校舎	普通科	二四〇
	普通科	四〇
青森県立青森南高等学校	外国語科	二〇〇
	普通科	四〇
青森県立青森中央高等学校	総合学科	二〇〇
	総合学科	二四〇
青森県立浪岡高等学校	普通科	七〇
	普通科	二〇〇
青森県立五所川原高等学校	理数科	四〇
	普通科	二四〇
青森県立金木高等学校	普通科	七〇
	普通科	二〇〇
青森県立木造高等学校	総合学科	二〇〇
深浦校舎	総合学科	四〇
青森県立鯨ヶ沢高等学校	普通科	七〇

青森県立田	青森県立五	青森県立三	青森県立八 戸 西高等学校		南 戸 北高等学校		青森県立八 戸 東高等学校	青森県立八 戸 高等学校	青森県立大 間高等学校	川 内校舎	青森県立大 湊高等学校	青森県立田 名 部高等学校	青森県立六 ヶ 所高等学校	学 校 名					
子高等学校	戸高等学校	戸高等学校	ス ポ ー ツ 学 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	表 現 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	綜 合 学 科	英 語 科	普 通 科	学 科					
七〇	七〇	七〇	二〇〇	四〇	一六〇	四〇	二四〇	二三〇	三〇	二〇〇	二四〇	七〇	四〇	二〇〇	二〇〇	四〇	一六〇	七〇	募 集 人 員

青森県立名久井農業高等学校		青森県立三本木農業高等学校								青森県立柏木農業高等学校				青森県立五所川原農林高等学校					学 校 名				
計	環境システム科	園芸科学科	生物生産科	計	生活科学科	農業経済科	環境土木科	農業機械科	動物科学科	植物科学科	計	生活科学科	食品科学科	環境工学科	生物生産科	計	生活科学科	食品科学科	環境土木科	森林科学科	生物生産科	学 科	募 集 人 員
一〇五	三五	三五	三五	二一〇	三五	三五	三五	三五	三五	三五	一四〇	三五	三五	三五	三五	一七五	三五	三五	三五	三五	三五		

青森県立 弘前 工業 高等学校										青森県立 十和田 工業 高等学校										青森県立 むつ 工業 高等学校										学 校 名
学 科	機 械 科	電 気 科	電 子 科	情 報 技 術 科	土 木 科	建 築 科	イ ン テ リ ア 科	計	機 械 ・ エ ネ ル ギ ー 科	電 子 機 械 科	電 気 科	電 子 科	建 築 科	計	機 械 科	電 子 機 械 科	電 気 科	電 子 科	設 備 ・ エ ネ ル ギ ー 科	計	学 科									
募集人員	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	二四五	三五	三五	三五	三五	三五	一七五	三五	三五	三五	三五	三五	一七五	学 科									

藤崎校舎		青森県立弘前実業高等学校										青森県立青森商業高等学校				青森県立八戸工業高等学校				学 校 名		
り ん ご 科	計	ス ポ ー ツ 科 学 科	服 飾 デ ザ イ ン 科	家 庭 科 学 科	情 報 処 理 科	商 業 科	農 業 科	計	情 報 処 理 科	商 業 科	計	材 料 技 術 科	建 築 コ ー ス	土 木 コ ー ス	土 木 建 築 科	情 報 技 術 科	電 子 科	電 気 科	電 子 機 械 科	機 械 科	学 科	募 集 人 員
四〇		三二〇	四〇	四〇	四〇	八〇	八〇	二四〇	四〇	二〇〇	二四五	三五	一五	二〇		三五	三五	三五	三五	三五		
									} 二四〇													

青森県立黒石商業高等学校	商業科	80	}	120
	情報処理科	40		
	情報デザイン科	40		
青森県立三沢商業高等学校	商業科	160	}	200
	情報処理科	40		
	計	160		
青森県立八戸商業高等学校	商業科	80		
	国際経済科	40		
	情報処理科	40		
合計		9,480人		

(注一) 三本木高等学校は併設型中高一貫教育を行っているため、募集人員には三本木高等学校附属中学校から入学する生徒数が含まれる。

(注二) 田子高等学校は、連携型中高一貫教育を行っているため、募集人員には連携中学校からの、連携型入学者選抜による合格者数が含まれる。

(注三) 青森東高等学校、青森中央高等学校、木造高等学校、木造高等学校深浦校舎、弘前南高等学校、七戸高等学校、大湊高等学校及び八戸北高等学校は、単位制による課程である。

(注四) 青森商業高等学校、黒石商業高等学校及び三沢商業高等学校において、商業科と情報処理科とのくり募集を行う。

議案第五号

平成二十五年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について

平成二十五年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十五年青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員

学 校 名	学 科	科										募 集 人 員		
		計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部		午後部	午前部
青森県立北斗高等学校※	普通科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立五所川原高等学校※	普通科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立尾上総合高等学校※	総合学科	計	Ⅲ部	Ⅱ部	Ⅰ部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立三沢高等学校※	普通科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立田名部高等学校※	普通科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立八戸中央高等学校※	普通科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立青森工業高等学校※	工業技術科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立弘前工業高等学校※	工業技術科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立八戸工業高等学校※	工業技術科	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
青森県立金木高等学校	普通科	計	昼間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
市浦分校	普通科	計	昼間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	計	夜間部	午後部	午前部	四〇
合 計		六四〇人												

(注一) ※印を付した高等学校は、単位制による課程である。
 (注二) ※尾上総合高等学校においては、Ⅰ部とⅡ部を合わせて募集する。

議案第六号

平成二十五年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について

平成二十五年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十五年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員

学 校 名	学 科	募 集 人 員
青森県立北 斗高等学校	普 通 科	二〇〇
青森県立尾上総合高等学校	普 通 科	一五〇
青森県立八戸中央高等学校	普 通 科	一五〇
合 計		五〇〇人

（注）通信制の課程は、単位制による課程である。

議案第七号

平成二十五年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について

平成二十五年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十五年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員

青森県立八戸水産高等学校		学 校 名	学 科		募 集 人 員
	漁業科			一〇	
	機関科			一〇	
	計				二〇

議案第八号

平成二十五年青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について

平成二十五年青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十五年青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員

学 校 名		学 科		募 集 人 員
青森県立青森第一高等養護学校	普 通 科	普 通 科	二 八	
青森県立青森第二高等養護学校	産 業 科	産 業 科	三 二	
青森県立浪岡養護学校	普 通 科	普 通 科	一 七	
青森県立弘前第一養護学校	普 通 科	普 通 科	一 九	
青森県立青森若葉養護学校	普 通 科	普 通 科	八	
青森県立青森第二養護学校	普 通 科	普 通 科	一 四	
青森県立青森聾学校	普 通 科	普 通 科	八	
計			一 六	
青森県立盲学校	保 健 理 療 科	保 健 理 療 科	八	
	普 通 科	普 通 科	八	
				募 集 人 員

合 計	青森県立むつ養護学校	普通科	一四
	青森県立七戸養護学校	普通科	二七
	青森県立黒石養護学校	普通科	一一
	青森県立森田養護学校	普通科	二二
	青森県立八戸第二養護学校	普通科	六二
	青森県立八戸第一養護学校	普通科	一七
	青森県立弘前第二養護学校	普通科	六
	学 校 名	学 科	募 集 人 員
三〇一人			

議案第九号

平成二十五年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について

平成二十五年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十五年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員

青森県立盲学校	学 校 名
理療科	学 科
八	募 集 人 員

議案第十号

平成二十五年度青森県立中学校入学者募集人員について

平成二十五年度青森県立中学校入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十五年度青森県立中学校入学者募集人員

学 校 名	募 集 人 員
青森県立三本木高等学校附属中学校	八〇

[その他]

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

1 後期計画検討に当たっての考え方

(1) 第3次実施計画の考え方

① 基本的な考え方

ア 望ましい学校規模になるよう6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進める。

イ 既存の1学年1学級規模の校舎制導入校については、計画的に募集停止する。

ウ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進める。

② 地区ごとの学校配置

ア 各地区の普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまでの地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて十分に配慮する。

イ 他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮する。

ウ 統合については、同じ分野の高校を優先して進める。

③ 第2次実施計画による校舎制導入校の今後の方向性

第2次実施計画による校舎制導入校については、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、募集停止する。なお、生徒の入学状況等により、実施年度を変更することもある。

(2) 第3次実施計画【後期】の方向性

後期計画においても、第3次実施計画の基本的な考え方に基づき、地区における普通科等・職業学科・総合学科の割合などに配慮し、望ましい学校規模になるよう学校配置を進めるが、これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高等学校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。

(3) 意見を踏まえ計画を検討する視点

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
- ② 第3次実施計画の考え方等に沿ったものであるか。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
- ④ その他の課題はないか。

※②の「第3次実施計画の考え方等」とは、上記「(1) 第3次実施計画の考え方」と「(2) 第3次実施計画【後期】の方向性」を指す。

2 岩木高校の対応

(1) 後期計画案の考え方

① 中学校卒業予定者数の推移、普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から、望ましい学校規模になるように計画的に統合等を進める。

- ・中南地区は6学級減が必要である。
- ・中南地区では、弘前市の中学校卒業予定者数の減少が大きい。
- ・弘前市の中で、岩木地区の中学校卒業予定者数の減少割合も大きい。
- ・これまでの普・職の割合が大きく変わらないようにする。

→ 中学校卒業予定者数の減少に対応して、募集停止を検討する。

② 他の高校への通学が困難である場合は、柔軟な学校配置等にも配慮する。

- ・岩木高校の所在する地域は、他の高校への通学が可能である。
- ・岩木地区の中学生は、岩木高校以外の弘前市の高校への進学が多い実態がある。

→ 通学が困難である場合には該当しない。

③ これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。

- ・岩木高校、藤崎校舎以外の高校は、望ましい学校規模を満たしている。
- ・他の県立高校に通学することが困難な地域には該当しない。

→ 基本的な考え方に基づき、望ましい学校規模になるよう学校配置を進める。

(2) 計画案に対する意見・要望等

県民からの意見等を整理し、具体的にすると次のようになる。

① 校舎制など段階的な対応をして欲しい。

	岩木高校	弘前中央高校 又は 弘前南高校
現 状	35人2学級	40人6学級
後期計画案	募集停止	40人6学級
意 見 ①	40人1学級	40人5学級

② 市部の普通高校2校を1学級ずつ減して、岩木高校を存続して欲しい。

	岩木高校	弘前中央高校	弘前南高校
現 状	35人2学級	40人6学級	40人6学級
後期計画案	募集停止	40人6学級	40人6学級
意 見 ②	35人2学級	40人5学級	40人5学級

③ 弘前実業高校・黒石商業高校を弾力化のうえ1学級減し、岩木高校、弘前実業高校藤崎校舎を存続して欲しい。

	岩木高校	藤崎校舎	弘前実業高校	黒石商業高校
現 状	35人2学級 (70人定員)	40人1学級 (40人定員)	40人8学級 (320人定員)	40人4学級 (160人定員)
後期計画案	募集停止	募集停止	40人7学級 (280人定員)	40人4学級 (160人定員)
意 見 ③	35人2学級 (70人定員)	40人1学級 (40人定員)	35人7学級 (245人定員)	35人3学級 (105人定員)

3 1 学年 1 学級募集とする学校の対応

(1) 後期計画案の考え方

- ① 中学校卒業予定者数の推移、普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から、望ましい学校規模になるように計画的に統合等を進める。
 - ・ 西北地区は 5 学級、三八地区は 4 学級の減が必要である。
 - ・ これまでの普・職の割合が大きく変わらないようにする。
 - ・ 中里高校、田子高校いずれも 70 人の募集定員に対して、恒常的に大幅な定員割れが生じている。

→ 中学校卒業予定者数の減少に対応して、統合等を検討する。
- ② 他的高校への通学が困難である場合は、柔軟な学校配置等にも配慮する。
 - ・ 中里高校、田子高校の所在する地域には、他的高校へ通学することが困難な地域がある。

→ 他的高校への通学が困難である場合に該当する。
- ③ これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。
 - ・ 西北地区、三八地区には、望ましい学校規模を満たしていない高校が、複数ある。
 - ・ 他の県立高校に通学することが困難な地域があることに該当する。

→ 地域の事情を考慮して、柔軟な学校配置を行い、1 学級定員として存続し、校舎制へ移行する。

(2) 計画案に対する意見・要望等

中里高校、田子高校の関係者から、1 学年 1 学級募集となっても単独校として欲しいとの要望が出されている。

① 中里高校の校舎制の導入に関する意見

ア 校舎化によりイメージが悪くなり、ますます生徒が減るのではないか。

イ 生徒急減期を見据え 1 学級規模でも維持するのであれば、「定員の半分を満たさなければ校舎化」という条件を付して本校のまま維持すれば良いのではないか。

ウ 将来的に他校との統合は当然であるが、それまでは本校として存続させるべきではないか。

② 田子高校の校舎制の導入に関する意見

- ア 校舎化により生徒の心が萎縮してしまうことを心配している。
- イ 1学年1学級規模の本校の設置を認めていただきたい。
- ウ 長崎県では、少子化が深刻な島地区において、小中高一貫教育を行い、1学級規模でも本校としている。青森県でも考えられないか。
- エ なぜ、田子の子どもたちは、今校舎化となり、次期計画でまた統合という試練を与えられなければならないのか。

(参考) 1学年1学級規模の学校に関する法律の規定

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「標準法」）第5条に、本校の下限に関する国の標準が示されていたが、平成23年8月30日の改正により当該規定は削除された。

本県では、1学年1学級40人募集により、全学年が1学級となった時点で、校舎としてきた。

4 弘前実業高校藤崎校舎の対応

(1) 後期計画案の考え方

- ① 中学校卒業予定者数の推移、普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から、望ましい学校規模になるように計画的に統合等を進める。
 - ・中南地区は6学級減が必要である。
 - ・これまでの普・職の割合が大きく変わらないようにする。
 - ・中南地区には農業科を設置している高校が3校ある。
 - ・地区内で、第一次志望調査の倍率が最も低い。→ 中学校卒業予定者数の減少に対応して、募集停止する。
- ② 他の高校への通学が困難である場合は、柔軟な学校配置等にも配慮する。
 - ・藤崎校舎の所在する地域は、他の高校への通学が可能である。
 - ・藤崎町の中学生は、弘前市内の高校への進学が多い実態がある。→ 通学が困難である場合には該当しない。
- ③ 第2次実施計画による校舎制導入校は、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、計画的に募集停止する。
 - ・地区内には、通学可能な高校が複数有り、農業高校も他にあることから、高校教育を受ける機会が確保されている。→ 校舎制導入校であり、計画的に募集停止する。
- ④ これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行う。
 - ・岩木高校、藤崎校舎以外の高校は、望ましい学校規模を満たしている。
 - ・他の県立高校に通学することが困難な地域には該当しない。→ 基本的な考え方に基づき、望ましい学校規模になるよう学校配置を進める。
- ⑤ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進める。
 - ・本県の基幹産業であるりんご産業の後継者育成については、その一翼を担っている藤崎校舎を募集停止としても、中南地区には、りんご栽培教育を実施している農業高校が他にもある。
 - ・柏木農業高校は、中南地区における農業の専門高校であり、4学級規模で複数学科を有し、現在もりんごをはじめとした「果樹」に関する教育に取り組んでおり、農場・施設も充実している。

→ りんご科の特色ある教育内容を、柏木農業高校の教育内容に取り入れる。

(2) 計画案に対する意見・要望等

県民からの意見等を整理し、具体的にすると次のようになる。

① 弘前実業高校農業科を募集停止し、藤崎校舎を存続する。

	藤崎校舎	弘前実業高校
現 状	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人8学級 (320人定員)
後期計画案	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)
意 見 ①	40人1学級	3学科[商業・家庭・スポーツ科学] 40人6学級 (240人定員)

② 弘前実業高校を弾力化し、藤崎校舎を存続する。

	藤崎校舎	弘前実業高校
現 状	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人8学級 (320人定員)
後期計画案	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)
意 見 ②	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 35人7学級 (245人定員)

③ 弘前実業高校農業経営科をりんご科に改編する。

	藤崎校舎	弘前実業高校
現 状	40人1学級	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人8学級 (320人定員)
後期計画案	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)
意 見 ③	募集停止	4学科[商業・家庭・農業・スポーツ科学] 40人7学級 (280人定員)

④ 藤崎校舎をりんご科の専攻科とする。

藤崎校舎は募集停止し、同校舎の建物や農場をりんご科の専攻科として活用。

⑤ りんごづくり訓練校として発展的に活用する。

藤崎校舎は募集停止し、同校舎の建物や農場を社会人転職者向けのりんごづくり訓練校などとして活用。

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

1 意見を踏まえ計画を検討する視点

- ① 子どもの教育を第一に考えるべきである。
→ 意見を踏まえ計画を検討する視点①
- ② 第3次実施計画の視点に沿って考えることも必要である。
→ 意見を踏まえ計画を検討する視点②
- ③ 全県で同じ考え方でやっていくことも必要である。
→ 意見を踏まえ計画を検討する視点③
- ④ 後期計画案は、生徒急減期を見据えて検討してきたものである。
→ 後期計画においては、生徒急減期の学校配置も見据え、柔軟な学校配置を行う。
- ⑤ 生徒の通学について検討が必要である。
→ 後期計画においては、生徒急減期の学校配置も見据え、柔軟な学校配置を行い、通学が困難な地域が生じないように考慮する。
生徒急減期においては、通学の支援を含めた対応について、検討する必要がある。

※ なお、④、⑤の観点についても考慮して後期計画案は策定したものであり、これらは、意見を踏まえ計画を検討する視点②の「第3次実施計画の考え方等に沿った意見であるか。」に含まれているものである。

2 岩木高校の対応

(1) 1学級募集として校舎制を導入（弘前中央高校又は弘前南高校を学級減）

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・望ましい学校規模とならない学校が増えることとなる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・弘前中央高校又は弘前南高校は望ましい学校規模未満となる。
 - ・岩木高校の所在する地域は、通学困難には該当しない。
 - ・第3次実施計画においては、校舎制を導入する場合を明示していない。ただし、校舎制を導入する学校の理由として、他の高等学校への通学が困難な地域があることと1学級規模を維持できる入学者が見込まれることを上げている。
 - ・第2次実施計画では、市部の3学級以下の学校については募集停止とし、町村部の3学級以下の学校については、地元生徒の志願・入学状況を踏まえ、学級減等を行い、1学級募集とする学校については校舎制に切り替えることとしていた。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・前期計画において、校舎制を経ずに募集停止とした青森戸山高校、尾上総合高校、八戸南高校、南部工業高校と対応が異なる。
 - ・他の高校への通学が困難な地域がある中里高校、田子高校とは状況が異なる。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・計画案と同様、地区の普通科の割合が減少する。

(2) 市部の普通高校2校を1学級ずつ減して、岩木高校を存続（弘前中央高校と弘前南高校を学級減）

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・普通高校の選択肢を維持できる。
 - ・望ましい学校規模をとらない学校が増えることとなる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・岩木高校の所在する地域は、通学困難には該当しない。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・前期計画で、地区の中学校卒業予定者の減少に対応するため、志願倍率の高い学校も募集停止したことと対応が異なる。

- ・後期計画において、地区によって状況は違うものの、他地区と同様に中
南地区にも望ましい規模とならない学校を配置することとなる。
- ④ その他の課題はないか。
- ・計画案と同様、地区の普通科の割合が減少する。
- (3) 弘前実業高校・黒石商業高校を弾力化のうえ1学級減し、岩木高校、藤崎校
舎を存続
- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
- ・普通高校の選択肢を維持できる。
 - ・普通科の割合が増加する。
 - ・黒石市の中学校卒業予定者数の減少よりも、黒石市内の高校の募集定員
の減少の方が大きくなる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
- ・普通科の割合は、若干上昇する。
 - ・黒石商業高校は望ましい学校規模を下回ることになる。
 - ・岩木高校の所在する地域は、通学困難には該当しない。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
- ・前期計画で、地区の中学校卒業予定者の減少に対応するため、志願倍率
の高い学校も募集停止したことと対応が異なる。
 - ・後期計画において、地区によって状況は違うものの、他地区と同様に中
南地区にも望ましい規模とならない学校を配置することとなる。
 - ・他地区では、商業高校の弾力化を行っていない。
- ④ その他の課題はないか。
- ・弘前実業高校、黒石商業高校は、弾力化により、学級数に応じた教員の
配置が困難になる。

3 1 学年1 学級募集とする学校の対応

○後期計画における1 学年1 学級規模の学校を単独校とする。

① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。

- ・単独校として、独自の教育活動を展開できる。
- ・単独校とすることにより、生徒の心情面に配慮できる。(校名、校歌等が変わらない。)
- ・単独校の場合には、1 学級規模で教育活動を行うことになるため、教員配置の配慮や他の単独校との連携が必要である。

② 第3 次実施計画の考え方に沿ったものであるか。

- ・第3 次実施計画の基本的な考え方に、1 学級募集とする学校は校舎制とする記載は無いものの、グランドデザイン会議の答申では、「他校への通学が困難な地域にある高校のうち、地域のコミュニティに支えられ、地元からの志願者及び入学者が多い、1 学年2 学級以上の高校については、当面維持するものとするが、2 学級規模が維持できなくなった場合には、統廃合あるいは校舎制の導入について検討する必要がある。」としていることから、校舎制に移行する計画案としたものである。
- ・生徒急減期を見据えた場合、後期計画で校舎制を導入し、次期計画で統合という可能性もある。

③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。

- ・後期計画において1 学級募集とする学校については、統一した取扱いとすることができる。
- ・第2 次実施計画による校舎制導入校は、校名、校章、校歌、校訓、制服などが変更されており、後期計画において1 学級募集とする学校とは、状況が異なる。

④ その他の課題はないか。

- ・第2 次実施計画による校舎制導入校から単独校への復帰の要望があった場合の対応。
- ・他の2 学級規模の学校から1 学級になっても単独校としての存続の要望があった場合の対応。

※ 校舎制導入校の状況

	1学級募集	校舎制移行	募集停止	閉校
青森東・平内校舎	20年度	22年度		
青森北・今別校舎	17年度	19年度		
木造・深浦校舎	17年度	19年度		
五所川原・東校舎	17年度	19年度	20年度	21年度末
弘前南・大鱈校舎	17年度	19年度	23年度	24年度末
弘前実業・藤崎校舎	18年度	20年度		
七戸・八甲田校舎	17年度	19年度	21年度	22年度末
田名部・大畑校舎	18年度	20年度	25年度	26年度末
大湊・川内校舎	18年度	20年度		
八戸北・南郷校舎	20年度	22年度		

4 弘前実業高校藤崎校舎の対応

(1) 弘前実業高校農業科を募集停止し、藤崎校舎を存続

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・志望者の多い弘前実業高校を学級減して、志望者の少ない藤崎校舎を存続することは、中学生の希望と異なる学校配置になる。
 - ・総合選択制である弘前実業高校の農業科の募集停止により、弘前実業高校の生徒の教科・科目の選択幅が狭まるとともに、農業科と商業科や家庭科が連携した取組ができなくなり、総合選択制も見直す必要がある。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・弘前実業高校は、2学級減となるが望ましい学校規模を維持できる。
 - ・藤崎校舎の所在する地域は、通学が困難な地域に該当しない。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・これまでに募集停止した校舎制導入校や後期計画案で募集停止としている南郷校舎と対応が異なる。
 - ・校舎制導入校のうち、職業学科は藤崎校舎のみである。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・弘前実業高校の農場を廃止する必要がある。

(2) 弘前実業高校を弾力化し、藤崎校舎を存続

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・志望者の多い弘前実業高校の募集人員を減じて、志望者の少ない藤崎校舎を存続することは、中学生の希望と異なる学校配置になる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・弘前実業高校は弾力化するものの、学級数は計画案と同じ7学級を維持できる。
 - ・藤崎校舎の所在する地域は、通学が困難な地域に該当しない。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・他の商業科、家庭科、スポーツ科学科の高校では弾力化は行っていない。
(農業科では弾力化済)
 - ・これまでに募集停止した校舎制導入校や南郷校舎と対応が異なる。
 - ・校舎制導入校のうち、職業学科は藤崎校舎のみである。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・弘前実業高校は、弾力化により、学級数に応じた教員の配置が困難となる。

(3) 弘前実業高校の農業経営科をりんご科に改編（藤崎校舎の農場を活用）

① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。

- ・ 共通科目等は、望ましい学校規模で充実した教育環境のもとで学習できる。
- ・ 商業科、家庭科との連携による教育活動の充実が期待できる。
- ・ 弘前実業高校農業経営科を目指している中学生にとっては、農業経営科がりんご科に変更されることにより、これまで農業経営科で実施している教育内容が変更されることとなり、進路選択に支障を及ぼす可能性がある。
- ・ 農業教育の充実という点では、農業の専門高校である柏木農業高校に引き継いだ方が充実できる。
- ・ 専門科目や実習を藤崎校舎に移動して学習するとすれば、移動に伴う安全面、時間面で課題がある。

② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。

- ・ 一定規模の学校に集約するという考え方に合致している。
- ・ 校舎制導入校を募集停止し、本校に統合することとなり、第3次実施計画の考え方に合致している。

③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。

- ・ 本校への統合であり、これまでに募集停止した校舎制導入校と同じ対応である。
- ・ 閉校後、統合先の学校が統合元の校舎や施設等を活用して学科を存続した事例はない。

④ その他の課題はないか。

- ・ 藤崎校舎への移動に伴う費用面で課題がある。
- ・ 本校1校分の教職員配置となり、農場を管理する職員の配置が困難になる。
- ・ 弘前実業高校の農場を廃止する必要がある。

(4) 藤崎校舎にりんご科の専攻科を設置（弘前実業高校農業科の専攻科）

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・ 高校教育3年間を終了後、さらに高度な教育を行うという点では、教育環境の充実につながる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・ 藤崎校舎の募集停止は変わらず、学校配置としては、計画案と同じである。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・ これまでの専攻科の設置目的（資格取得）と異なることとなる。
 - ・ 農業に関する専攻科を設置する場合、教育内容、設置校等を中南地区だけではなく、県全体で検討する必要がある。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・ 本校と専攻科の場所が異なる。
 - ・ 専攻科の教員配置を要する。
 - ・ 全国的に農業特別専攻科は減少の方向である。

(5) りんごづくり訓練校として発展的に活用

- ① 高校生の教育環境の充実に資するものであるか。
 - ・ 高校生の教育環境としてではなく、りんご生産者の教育の場としては、充実したものとなる。
- ② 第3次実施計画の考え方に沿ったものであるか。
 - ・ 藤崎校舎の募集停止は変わらず、学校配置としては、計画案と同じである。
- ③ 全県的に同じ考え方により対応できるものであるか。
 - ・ 藤崎校舎の募集停止は変わらず、閉校後の利活用の問題であることから、他の学校に影響を及ぼすものではない。
- ④ その他の課題はないか。
 - ・ 教育委員会として設置することは困難である。